

平成 22 年 5 月 8 日現在

研究種目：若手研究（スタートアップ）
 研究期間：2008～2009
 課題番号：20820041
 研究課題名（和文） 多声性の環境倫理を求めて

研究課題名（英文） Environmental Ethics for Polyphony

研究代表者

福永 真弓 (FUKUNAGA MAYUMI)
 立教大学・社会学部・助教
 研究者番号：70509207

研究成果の概要（和文）：本研究は、応用倫理学として岐路に立つ環境倫理学の現況を踏まえ、事例研究から、人々の多様性と複数性を可能にするような「正義」の概念を中心的な概念とする環境倫理、すなわち「多声性の環境倫理」を新たな環境倫理の雛形としてたちあげ、その可能性について論じるものである。米国先住民ユロックの流域保全運動と、カリフォルニア州マートル川流域における、サケの記憶を軸として環境倫理が住民のあいだで醸成されていく過程の事例研究を通じて、「多声性の環境倫理」のもつ理論的な可能性が明確になった。

研究成果の概要（英文）：Environmental Ethics faces a significant challenge to rebuild itself to promote social justice and respect for moral pluralism in response to local criticism. The study proposes that polyphony is the theoretical key issue for this challenge, and furthermore, two case studies demonstrate that the theory has broad implications for how Environmental Ethics works pragmatically in the fields.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
20 年度	1,310,000	393,000	1,703,000
21 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,510,000	753,000	3,263,000

研究分野：環境倫理学

科研費の分科・細目：哲学・倫理学

キーワード：環境倫理、多声性、環境正義、米国先住民、正統性

1. 研究開始当初の背景

これまで、環境問題の現場から環境倫理学によせられた批判は、①道徳的多元性の尊重と、②正義概念を環境倫理学の中心的課題とする必要性を明らかにしてきた。

現代正義論で論じられているように、正義の問題は道徳的多元性の問題と切り離して

語ることはできない。また逆に、道徳的多元性はそれが担保されるためにも、そもそも相互が尊重され、正しく扱われることを必要とする。つまり両者は入れ子の関係にあり、その意味で2つの課題は、環境倫理学が抱える大きな1つの課題の表裏ともいえる。この課題を乗り越えるには、人々の多様性と複数性

を可能にするような「正義」の概念を中心的な概念としてすえた環境倫理学の枠組みが必要である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、この枠組みを持つ環境倫理を「多声性の環境倫理」と呼び、現場のフィールドワークと理論の往復運動を通じて理論的深化をはかることにある。

具体的には、環境正義として議論されてきた正義の内容を整理し、事例研究を踏まえて、W. Kymlicka や I.M. Young ら多文化主義と対話（非言語的コミュニケーションも含む）を基調とした規範的正義論を検討すること。そして、H. Arendt の複数性と公共圏の議論を用いながら、人々の生の営みの現場にある多様な正義の要請が、社会の単なるノイズから他者の声として届き、共にあり続ける（conviviality）ことのできる公共圏のあり方について検討すること。この2つが、事例を踏まえながら理論的検討をおこなう際の、重要な2つの大きな課題である。

その上で、本研究では、このような公共圏を（あるいは公共圏を可能にする作法を）備えることこそが人々の多様性と複数性を可能にする「正義」であると捉える。そして、この公共圏が環境倫理の中心的な概念として据えられる必要性和その可能性について論じようとするものである。

3. 研究の方法

本研究では、社会学的な事例調査をふまえ、理論を抽出する形をとる。応用倫理学として、人びとのあいだで倫理規範が醸成されていく過程を描き出すために、また、現場に応答することを求める上で、ガバナンスなど、どのように倫理規範が働くか、あるいはどのように律しうるのか、実践的であることを追及するためにも、このような形が必要であると考える。そのため、本研究では、主に質的調査法を用い、参与観察とスノーボールサンプリング法を用いたインタビュー調査を中心とした。この方法には、周知の通り、言説の代表性や、調査対象の恣意性にかんする危うさが伴うが、本研究の目的を達成する上ではもっとも的確な調査法であると思われた。

事例調査では、①米国先住民ユロックの流域保全運動と、ローカル・アイデンティティと地域社会型資源管理の正統性構築過程と環境倫理規範の生成過程、および②同国カリフォルニア州マートル川流域の地域社会住民による環境倫理の生成と資源管理の担い手として主体化過程について、質的調査を中心とする事例の2つを対象とした。

同時に、以下の研究成果にて詳しく述べるが、①の事例からは、主に環境正義の議論蓄積を踏まえたうえで、「多声性の環境倫理」

における正義概念の拡充とその可能性を論じた。②の事例からは、それらの議論背景を踏まえつつ、「多声性の環境倫理」の雛形を抽出し、さらに論考を深めた。

4. 研究成果

実は本研究では、当初に予定されていた事例研究は1つであったが、結果としては、すでに3. においても述べたとおり、2つの事例研究をもとに、「多声性の環境倫理」の追求を理論的にも追求することになった。その理由は主に、先住民ユロックの流域保全運動について、インフォーマントのおかれた状況に対する政治的配慮から、いくつかの研究成果の公表を待つ必要が生まれたことと、マートル川流域の調査とその成果が、本研究の当初の目的を果たす上でより望ましいと判断したからである。

まず、2つの事例を通じて明らかになったことを述べ、そこからどのような理論的な展開がなされたかを続けて述べたい。

(1) 先住民ユロックの流域保全にかんする事例研究と環境正義

カリフォルニア州とオレゴン州の境をはしるクラマス川の河口域に居留地を持つ、先住民ユロックの事例の現場は、水銀被害と水質汚染という公害の現場であり、かつ豊かな生態系の森林・漁業資源をめぐって自然保護と資源利用者のあいだに対立がおこる現場ともなっている。また、ホスト社会とのあいだの文化的差異、文化的表象と集団内部の諸個人の差異と多様性など、グローバルな諸地域においても問題化する事象を抱えている場でもある。環境倫理学の課題を、環境倫理学をこれまでに展開させてきた米国内部から議論できるという意味でも重要な事例であった。

この事例では、特にサケを中心とする漁業資源の管理を軸に、i) 流域の汚染や変化によるサケの資源量の変化と生存環境の悪化（水銀汚染と上流部のダムによる水量と水温の変化、家畜の糞尿による汚染など）、ii) サケを日常的に食べ、文化的に重要なアイコンとしても深い関わりを持つ人々の「生」とそれらの変化や生存環境の悪化の歴史的関係性、iii) 人々による流域保全活動の始まる経緯と契機、活動が人々にとってもつ意味について、中心的に事例調査をおこなった。2年間という限られた時間の中で、特にiii) に主眼をおいて調査をおこなうことになった。その結果、人びとが、当初は流域の資源利用をめぐり、法の外側で違法と目されながらも、訴訟や80年代の漁業権再獲得のための社会運動を通じて、法の語る倫理規範ではない、積み重ねられた生活実践の記録による事実を、資源管理・および資源利用の主体の正統性を獲得するための根拠として示し、結果的

に法的根拠を得ていく過程が明らかになった。また、その過程において、自然資源の実質的な利用から法的にも締め出された歴史的状況の中で、ホスト社会への抗いの根拠として維持されていたローカル・アイデンティティを、流域の資源管理の主体として自らを位置づけながら、再度流域自体をローカル・アイデンティティの源泉として再び見出していく過程もまた明らかになった。

筆者はこれらを明らかにする調査において、関連する事例として、日本の釧路川流域における、アイヌ民族のおかれてきた資源利用の実質的権利の剥奪の歴史について、特に現在の湿原利用の実態をふまえながら、先住民権の拡充がもつグローバルな文脈の意味を確認した。それは、筆者が「日本人として」先住民ユロックたちと向き合うためにも不可欠な調査過程であった。

このような調査を通じて、本研究では、従来語られていた環境正義の議論をさらに理論的に広げて議論することとなった。もともと、環境正義の問題は従来迷惑施設などの建設に伴うものが多く、植民地主義の影響を受けた生態系資源の管理の歴史的なあり方と、それにかかわる地域住民の利用権や所有権に関して、環境正義というまなざしのもとに扱った研究は少ない。しかしながら、途上国の多くの自然保護や開発の現場に置いて積み重なっている人々の生に対する抑圧や不正義を捉えるためにも、このような問題を環境正義として取り上げ、正義の概念を上述してきたように組み替えることは非常に重要である。

これまで日本の環境社会学において、環境正義の概念自体が扱われてきたことは少ない。米国の環境正義にかかわる議論は、その多くが迷惑施設反対運動などの事例に立脚しながら運動論の視座から議論を行うものであり、環境正義それ自体の概念についてはそれほど議論がなされてこなかった。それ以外の環境正義の議論では、たとえば日本においては、金菱清が伊丹空港の不法占拠の事例を背景に、政府や自治体など「公」的存在が拠って立つ法を、日常生活実践を根拠に解釈の上で組み替え、実質的権利を獲得する過程を分析し、法制度の間隙を縫う社会的弱者の営みを、一つの環境正義が成立している状況として提示している。「生」の営みから派生するノイズを、社会の中で声（ボイス）として法制度や社会制度をゆるがし、ダイナミックに社会が再度善き方向へと組成されるための営みの一部を捉えた研究である。しかしながら、金菱本人も述べているように、私的領域から派生したこれらのノイズが、それ以外の他者の自由や善き生のあり方を阻害したり抑圧したりする可能性も十分に存在し、その意味でこの「正義」の発露は、もろ

さと危うさを併せ持つものである（金菱清，2008、『生きられた法の社会学』新曜社.）。

一方、理論的に環境正義がどのように扱われてきたかを考えると、欧米では現代正義論を背景として、分配的正義、参加型正義、手続き型正義、過程型正義などの概念を用いて議論がなされてきている（Shrader-Frechette, Kristin, 2002, Environmental Justice: Creating Equality, Reclaiming Democracy, Oxford: Oxford Univ. Press.）。だがその議論において、本研究が目的とする過程型正義の内実や、社会的ネットワーク自体の整備などに着目する議論は数少なく、その意味で本研究は、環境正義の理論に空いた穴を埋めようと試みるものであった。

ゆえに、本研究は、金菱が捉えた「生」の営みから派生する「正義」のあり方を、人々の私的な「生の領域」において是とされる日常生活実践から派生する正義のポテンシャルと位置づける。その上で、それが正義の片鱗として社会に対する声として転化していく仕組みを、「生の領域」から公共圏へと開いていくための営みとして構想した。それは、ノイズが声に転化していく際に、他者への自由という概念を獲得していく場であり、私的領域から生じる正義のポテンシャルをその意味で鍛え上げる場である。（応答と関係の場）を軸にしたこの正義の構想を、事例研究とH. Arendtらの議論と往復しながら理論として深化させ、環境正義の概念について、新たに構想を行った。

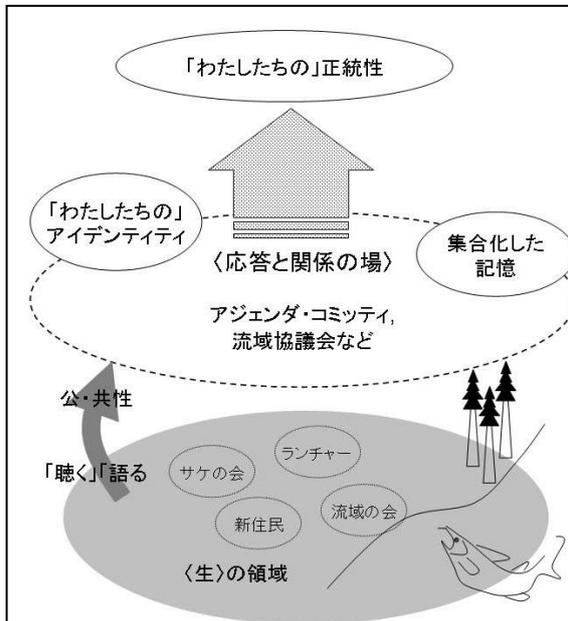
（2）マートル川流域の事例から：「多声性の環境倫理」の展開

マートル川流域の事例は、「多声性の環境倫理」の着想をえた事例である。本研究ではこれまでの調査のほかに追加調査を行い、また、ユロックの事例で得た知見をもとにさらに議論を深めた。

マートル川流域の事例研究は、流域保全政策をめぐる、対立する人びとが、サケの記憶の語り合いを契機に、流域の集合的記憶を構築し、そこからローカル・アイデンティティや流域の資源管理の新たな担い手としての地域主体としての自覚と主体化がはじまっていく過程を描いたものである。

人々が対立者としての（受動的な）他者との出会いから、身体性を介した〈応答と関係の場〉を通じて、互いの生（life）を営むための「生の領域」の尊重と敬意を育みうることを、そしてその存在に対する道徳的直観を生活の場とつきあわせながら、再び日常的な規範を生み出していく、規範化のダイナミズムが存在することを描き出した。それは、人の生をめぐる「人と人のあいだ」の規範を育むことで、その生を支える「生態系と人のあいだ」の規範をも生み出す過程であった。また、

同時に、人々の多様な生のあり方と、それを取り巻く生態系という別の生の集団のあり方が、差異ある他者との緊張関係を持ちつつも、互いの存在の中で賑やかに共にあり続ける (conviviality) ための一つの作法の存在を提示している過程であった (図参照)。



先住民ユロックの事例をもとにした環境正義の議論をふまえ、本研究では、あらためてマートル川の事例を読み解き、上記に加えて、「生の領域」がもつ根源的な正義のポテンシャルを明確に論じ、そのうえで、人びとの多様な〈生〉を尊重する、あらたな「多声性の環境倫理」として議論を深めた。

マートル川の事例から「多声性の環境倫理」の抽出にいたるまでの一連の研究成果は、単著『多声性の環境倫理：サケが生まれ帰る流域の正統性のゆくえ』(福永真弓, 2010, ハーベスト社) にまとめることができた。また、環境正義の議論を、エコフェミニズムの議論とからめ、「豊かさ」という別の視点から切り出した議論は、『環境倫理学』(鬼頭秀一・福永真弓編, 2009, 東京大学出版会) の中に収められた一章としてまとめることができた。

(3) まとめと展望

以上を踏まえ、あらためて本研究の成果を、今後の展望も含め言及しておきたい。

1 つは、環境正義というまなざしで、米国の事例について、植民地主義の影響を受けた生態系資源の管理の歴史的なあり方と、それにかかわる地域住民の利用権や所有権に関する事例研究を分析・考察することが持つ意義である。これにより、これまで人種的マイノリティに対する差別問題としての側面のみが強調されてきた環境正義の議論を、グローバルな政治経済構造や植民地主義の問題

として、大きな構造の問題の中で論じることが可能になる。また、小手先の保障ではなく、国家の中における資源政策や市場とのかかわりなど、問題の解決には不可欠な領域へ言及しながら、問題自体の切り口を改めて設定しなおすことが出来る。このように問題を捉えることは、米国内のマイノリティ、特に先住民にとって、彼(女)らの自治を支え、生活の向上を促すにあたって非常に重要な意味を持つだろう。米国内における事例がこのような切り取られることによって、これまで国内の人種的マイノリティの問題として狭い範囲でくくられていた事例を、同様に植民地や資源争奪をめぐる苦しみ別の国の地域との理論的連携を持つことが可能になる。実践のレベルでは、米国の先住民と太平洋諸島地域の先住民、あるいはアジアの先住民同士によって、すでに相互の問題構造の共通性が確認され、共闘のグラウンドが作られ始めている。その現象を理論的に改めて捉えなおす作業が、環境正義というまなざしを持つことで可能であろう。それは、みずからの言説や問題化するまなざしの抛って立つところを常に模索している当事者にとっても、大きなエンパワメントになると考えられる。

そして、これまでに論じてきたとおり、「多声性の環境倫理」は、〈生〉の多様性を保障するためのさまざまな理論的示唆と、発展の可能性を含む理論的枠組みである。これらについても、さらなる事例研究と共に理論的な進化が見込まれるだろう。

もう1点は、資源管理と地域自治を明確に結びつけた、地域社会主導型生態系資源保全政策のあり方のひとつのモデルケースを提示できると思われる点である。昨今、この型の政策は、アフリカ各国をはじめとして採用されているものの、きちんとしたモデルケースの議論がなく、立ち往生している報告が多く寄せられている。まず本研究をその1つのモデルケースとして、その優れている点と困難な点を明確にすることによって、他研究との比較検討が可能になると思われる。

もともと、本研究の独自性は現場のフィールドワークを伴うことにあった。現場の人々や他の諸学問の研究者との対話や共闘を通じて、環境倫理学自体の「応用倫理学」としての側面を、どうあっても認識せざるを得ず、おのずから現場へ応答すること、環境倫理学本来の役割について確固とした議論を提示することが出来たと考える。また、正義論へと議論を開き、人の「生」に関する議論を主軸の一つに置くことで、生命倫理学やビジネス倫理学など、環境問題の現場にも深く関わりのある周辺の応用倫理学分野とも共闘する道筋が生まれるであろう。本研究を軸として、多分野との研究者と共に、環境倫理学がどのような形で社会に密接につながりうる

か、応用倫理学としての可能性を問うことのできる素地をつくれたと考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計 1 件)

- ① Mayumi FUKUNAGA, 'Environmental Philosophy beyond preservation of nature', International Conference of Applied Ethics, 2008. 11. 22, Hokkaido University.

[図書] (計 4 件)

- ① 福永真弓, 2010, 『多声性の環境倫理：サケが生まれ帰る流域をめぐる正統性のゆくえ』ハーベスト社, 総ページ数 238.
- ② 鬼頭秀一・福永真弓編, 2009, 『環境倫理学』東京大学出版会, 総ページ数 280.
- ③ 福永真弓, 2009, 「環境正義というまなざし」水上徹男・福永真弓ほか編『高校生のための社会学——未知なる日常への冒険』, ハーベスト社, pp. 106-115.
- ④ 福永真弓, 2008, 「環境倫理を現場から切り開く——正統化と規範生成のダイナミズム——」松永澄夫編, 『環境——文化と政策』, 東信堂, pp. 97-134.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

福永 真弓 (FUKUNAGA MAYUMI)
立教大学・社会学部・助教
研究者番号：70509207

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし